

大分県報

令和五年
号外（二八）
三月三十一日

（金曜日）

目次

選挙管理委員会告示

大分県議会議員の任期満了による一般選挙の執行	一
大分県議会議員選挙に用いる投票用紙の様式	一
大分県議会議員選挙に用いる不在者投票用封筒等に押すべき印	二
大分県議会議員選挙に用いる不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法	二
大分県議会議員選挙において選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額等	二
大分県議会議員選挙における政治活動用ポスターの確認の方法	三
大分県議会議員選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式	三
大分県議会議員選挙における開票の事務と選挙会の事務との合同	三
大分県議会議員選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任	三
大分県議会議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時	四
大分県議会議員選挙において選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所	五
大分県議会議員選挙における選挙会の場所及び日時	六
大分県知事選挙及び大分県議会議員選挙における投票及び開票の順序	七

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第二十八号

大分県議会議員の任期満了による一般選挙の執行については、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 選挙の期日

令和五年四月九日
二 各選挙区において選挙すべき議員の数

選挙区	選挙すべき議員の数
大分市	十三人
別府市	五人
中津市	三人
日田市	三人
佐伯市	三人
臼杵市	二人
津久見市	一人
竹田市	一人
豊後高田市	一人
杵築市	一人
宇佐市	三人
豊後大野市	二人
由布市	二人
国東市・姫島村	一人
日出町	一人
九重町・玖珠町	一人

大分県選挙管理委員会告示第二十九号

令和五年四月九日執行の大分県議会議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

令和五年三月三十一日

大分県報号外（選挙委告示）

一

令和五年四月九日執行

大分県議会議員選挙投票

注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

選 委 印
理 之
分 管 会
大 学 員

名 氏 補 候

備考

- 一 用紙はだいたい色とし、黒色のインクで印刷する。
- 二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。
- 三 「大分県選挙管理委員会之印」は、刷込み式とする。
- 四 点字投票である旨の表示は、その旨を印刷しておく方法（ただし、印刷にかえて印章を押す方法によることもできる。）とする。
- 五 点字投票用紙に表示する選挙の種類は、「けんぎ」とする。

大分県選挙管理委員会告示第三十号

令和五年四月九日執行の大分県議会議員選挙に用いる不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

- 一 不在者投票用封筒 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
- 二 仮投票用封筒 市（町）（村）選挙管理委員会の印

大分県選挙管理委員会告示第三十一号

令和五年四月九日執行の大分県議会議員選挙に用いる不在者投票用封筒に押すべき印の方法を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

- 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
- 大分県選挙管理委員会の印の刷込み式

大分県選挙管理委員会告示第三十二号

令和五年四月九日執行の大分県議会議員選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

- 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額
 - 1 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - 2 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - 3 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - 4 宿泊料（食事料二食分を含む。） 一夜につき一万二千元
 - 5 弁当料 一食につき千円、一日につき三千元
 - 6 茶菓料 一日につき五百円
- 二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額
 - 1 基本日額 一万円
 - 2 超過勤務手当 一日につき1の額の五割
- 三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額
 - 1 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ1の1、2及び3に掲げる額
 - 2 宿泊料（食事料を除く。） 一夜につき一万円
- 四 選挙運動に従事する者（公職選挙法第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額
 - 1 選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万円
 - 2 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 一日につき一万五千元

- 3 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千元
- 4 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千元

大分県選挙管理委員会告示第三十三号

令和五年四月九日執行の大分県議会議員選挙における政治活動用ポスターの確認の方法を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

検印をもって行う。

大分県選挙管理委員会告示第三十四号

令和五年四月九日執行の大分県議会議員選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

令	和	5	年	執	行
大	分	県	議	会	議
選	挙	運	動	用	ビ
選	挙	区	-	番	号
		大	分	県	選
				管	

備考

- 一 「選挙区」には、大分県議会議員の選挙区の略名を記載し、「番号」には、候補者の届出順位を記載するものとする。
- 二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

大分県選挙管理委員会告示第三十五号

令和五年四月九日執行の大分県議会議員選挙（選挙会の区域と開票区の区域が同一である

選挙区のうち日出町選挙区を除く。）における開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

令和五年三月三十一日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

大分県選挙管理委員会告示第三十六号

令和五年四月九日執行の大分県議会議員選挙における選挙長及び選挙長職務代理人として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

選挙区	区分	住 所	氏 名	大 分 市		中 津 市		別 府 市		日 田 市		佐 伯 市	
				選挙長	職務代理人	選挙長	職務代理人	選挙長	職務代理人	選挙長	職務代理人	選挙長	職務代理人
大分市	選挙長	大分市大字松岡	永松 薫	選挙長	大分市府内町	三野 尚子	選挙長	別府市大字鶴見	久保 恭友	選挙長	別府市大字別府	選挙長	一万田 尚子
				選挙長	中津市大字鍋島	大下 洋志	選挙長	中津市大字上宮永	門脇 隆二	選挙長	日田市天瀬町桜竹	選挙長	織田 莊太郎
				職務代理人	日田市隈	合原 真知子	職務代理人	佐伯市大字長谷	川原 真人				

豊後大野市		宇佐市		杵築市		豊後高田市		竹田市		津久見市		臼杵市											
選挙長	職務代理者	選挙長	職務代理者	選挙長	職務代理者	選挙長	職務代理者	選挙長	職務代理者	選挙長	職務代理者	選挙長	職務代理者	選挙長	職務代理者								
豊後大野市緒方町草深野		豊後大野市大野町田中		宇佐市大字佐々礼		杵築市山香町大字山浦		杵築市大字杵築		豊後高田市是永町		豊後高田市来縄		竹田市直入町大字上田北									
嶺和子		後藤謙治		後藤優		大木敏之		内野剛		佐藤剛		藤重深雪		清末武司									
別府市		大分市		選挙区		場		所		日		時											
別府市上野口町一番一五号		別府市役所 二階 二F-1会議室		大分市荷揚町二番三二号		大分市役所 八階 大会議室		大分市金池町		大分市古国府		大分市城南西		大分市大字上宗方		国東市国東町小原		国東市国東町小原		由布市湯布院町湯平		由布市湯布院町川上	
三月三十一日 十七時四十分		三月三十一日 十七時四十五分		三月三十一日 十七時四十五分		三月三十一日 十七時四十五分		今井睦		河野圭史		島崎和夫		高野信一		村岡修一		森浩昭		古長雅典		浦松辰信	
<p>大分県選挙管理委員会告示第三十七号</p> <p>令和五年四月九日執行の大分県議会議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次の表の上欄に掲げる選挙区の区分に応じ、それぞれ当該中欄及び下欄に掲げるとおりである。</p> <p>令和五年三月三十一日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p>																							

中津市	中津市豊田町一四番地三 中津市役所 三階 三〇二会議室	三月三十一日 十七時四十分	<p>~~~~~</p> <p>大分県選挙管理委員会告示第三十八号</p> <p>令和五年四月九日執行の大分県議会議員選挙において、選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所は、次の表の上欄に掲げる選挙区の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げるとおりである。</p> <p>令和五年三月三十一日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>令和五年三月三十一日</p>
日田市	日田市田島二丁目六番一号 日田市役所 四階 庁議室	三月三十一日 十七時三十分	
佐伯市	佐伯市中村南町一番一号 佐伯市役所 二階 二〇一会議室	三月三十一日 十七時三十分	
白杵市	白杵市大字白杵七二番一 白杵市役所 白杵庁舎 一階 大会議室	三月三十一日 十七時四十分	
津久見市	津久見市宮本町二〇番一五号 津久見市役所 新館 二階 会議室	三月三十一日 十七時四十五分	
竹田市	竹田市大字会々一六五〇番地 竹田市役所 三階 会議室	三月三十一日 十七時三十分	
豊後高田市	豊後高田市是永町三九番地三 豊後高田市役所 高田庁舎 四階 四〇三会議室	三月三十一日 十七時三十分	
杵築市	杵築市大字杵築三七七番地一 杵築市役所 本庁舎 二階 第二会議室	三月三十一日 十七時四十分	
宇佐市	宇佐市大字上田一〇三〇番地の一 宇佐市役所 一階 多目的ホール	三月三十一日 十八時	
豊後大野市	豊後大野市三重町市場一二〇〇番地 豊後大野市役所 四階 正庁ホール	三月三十一日 十七時二十分	
由布市	由布市庄内町柿原三〇二番地 由布市役所 本庁舎 市民ホール二階 二一一会議室	三月三十一日 十七時三十分	
国東市・姫島村	国東市国東町鶴川一四九番地 国東市役所 二階 二〇二会議室	三月三十一日 十七時二十分	
日出町	速見郡日出町字仁王山三五三一番地二四 大分県日出総合庁舎 二階 大会議室	三月三十一日 十七時二十分	
九重町・玖珠町	玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地一 大分県玖珠総合庁舎 三階 大会議室	三月三十一日 十七時二十分	
選挙区	選挙長が事務を行う場所		
大分市	大分市荷揚町二番三一号 大分市役所 八階 大会議室		
別府市	別府市上野口町一番一五号 別府市役所 二階 二F一会議室		
中津市	中津市豊田町一四番地三 中津市役所 三階 三〇二会議室		
日田市	日田市田島二丁目六番一号 日田市役所 四階 庁議室		
佐伯市	佐伯市中村南町一番一号 佐伯市役所 六階 第一委員会室		
白杵市	白杵市大字白杵七二番一 白杵市役所 白杵庁舎 一階 大会議室		
津久見市	津久見市宮本町二〇番一五号 津久見市役所 新館 二階 会議室		
竹田市	竹田市大字会々一六五〇番地 竹田市選挙管理委員会事務局		
豊後高田市	豊後高田市是永町三九番地三 豊後高田市役所 高田庁舎 四階 四〇三会議室		

令和五年三月三十一日

大分県報号外（選管委告示）

杵築市	杵築市大字杵築三七七番地一 杵築市役所 本庁舎 二階 第二会議室	白杵市	白杵市大字白杵七二番一 白杵市選挙管理委員会事務局
宇佐市	宇佐市大字上田一〇三〇番地の一 宇佐市役所 一階 多目的ホール	津久見市	津久見市宮本町二〇番一五号 津久見市選挙管理委員会事務局
豊後大野市	豊後大野市三重町市場一二〇〇番地 豊後大野市役所 四階 正庁ホール	竹田市	竹田市大字会々一六五〇番地 竹田市選挙管理委員会事務局
由布市	由布市庄内町柿原三〇二番地 由布市役所 本庁舎 市民ホール 二階 二一―一会議室	豊後高田市	豊後高田市是永町三九番地三 豊後高田市選挙管理委員会事務局
国東市・ 姫島村	国東市国東町鶴川一四九番地 国東市役所 二階 二〇二会議室	杵築市	杵築市大字杵築三七七番地一 杵築市選挙管理委員会事務局
日出町	速見郡日出町字仁王山三五三一番地二四 大分県日出総合庁舎 二階 大会議室	宇佐市	宇佐市大字上田一〇三〇番地の一 宇佐市選挙管理委員会事務局
九重町・ 玖珠町	玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地一 大分県玖珠総合庁舎 三階 大会議室	豊後大野市	豊後大野市三重町市場一二〇〇番地 豊後大野市選挙管理委員会事務局
令和五年四月一日以後		由布市	由布市庄内町柿原三〇二番地 由布市選挙管理委員会事務局
選挙区	選挙長が事務を行う場所	国東市・ 姫島村	国東市国東町鶴川一四九番地 国東市選挙管理委員会事務局
大分市	大分市荷揚町二番三―一号 大分市選挙管理委員会事務局	日出町	国東市国東町安国寺七八六番地一 大分県東部振興局
別府市	別府市上野口町一番一五号 別府市選挙管理委員会事務局	九重町・ 玖珠町	日田市城町一丁目一番一〇号 大分県西部振興局
中津市	中津市豊田町一四番地三 中津市選挙管理委員会事務局	~~~~~	
日田市	日田市田島二丁目六番一号 日田市選挙管理委員会事務局	<p>大分県選挙管理委員会告示第三十九号 令和五年四月九日執行の大分県議会議員選挙における選挙会の場所及び日時は、次の表の上欄に掲げる選挙区の区分に応じ、それぞれ当該中欄及び下欄に掲げるとおりである。 令和五年三月三十一日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p>	
佐伯市	佐伯市中村南町一番一号 佐伯市選挙管理委員会事務局		

選挙区	場	所	日	時
大分市	大分市青葉町一番地 大分市大洲総合体育館 大体育室		四月九日	二十一時十五分
別府市	別府市大字別府三〇一六番地の一 別府市民体育館		四月九日	二十一時十分
中津市	中津市大字大貞三七七番地一 ダイハツ九州アリーナ		四月九日	二十時四十五分
日田市	日田市大字求来里二九番(田島三丁目) 日田市総合体育館 体育室		四月九日	二十一時
佐伯市	佐伯市字剣崎六六四三番地三 佐伯市番匠体育館		四月九日	二十時三十分
臼杵市	臼杵市大字諏訪五九五番地五 臼杵市諏訪山体育館		四月九日	二十時
津久見市	津久見市大字千怒五三三八番地 津久見市民体育館		四月九日	二十時
竹田市	竹田市大字会々一六五〇番地 竹田市総合社会福祉センター		四月九日	二十時
豊後高田市	豊後高田市是永町三九番地三 豊後高田市役所 高田庁舎 コスモスホール		四月九日	二十時三十分
杵築市	杵築市大字杵築二一六番地 杵築小学校 体育館		四月九日	二十時三十分
宇佐市	宇佐市大字川部一五七一番地の一 三和酒類スポーツセンター		四月九日	二十時三十分
豊後大野市	豊後大野市三重町内田八七八番地 豊後大野市総合文化センター 大ホール		四月九日	二十時三十分
由布市	由布市庄内町大龍一三二四番地		四月九日	

国東市・ 姫島村	大分県立庄内屋内競技場 国東市国東町鶴川一四九番地 国東市役所 二階 二〇二会議室	四月十一日 十時
日出町	速見郡日出町字仁玉山三五三一番地二四 大分県日出総合庁舎 二階 大会議室	四月十一日 十時
九重町・ 玖珠町	玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地一 大分県玖珠総合庁舎 三階 大会議室	四月十一日 十時

大分県選挙管理委員会告示第四十号
令和五年四月九日執行の大分県知事選挙及び大分県議会議員選挙における投票及び開票の
順序は、次のとおりとする。
令和五年三月三十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 投票の順序
1 大分県知事選挙の投票
2 大分県議会議員選挙の投票

二 開票の順序
1 大分県知事選挙の開票
2 大分県議会議員選挙の開票

令和五年三月三十一日

大分県報号外(選管委告示)